

ご契約に際しての 大切な事柄

ご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認ください事項(**契約概要**)と、お客さまにとって不利益となる事項など特にご注意ください事項(**注意喚起情報**)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

また、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細はお申し込み後にお送りする「ご契約のしおり・約款」も必ずご確認ください。「ご契約のしおり・約款」は当社ウェブサイトにも掲載しております。お申し出いただければ事前にお送りいたします。

-
- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
 - 給付金をお支払いできない場合など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
 - 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込む場合、お客さまにとって不利益になることがあります。

保険料一定型医療保険

SBIの医療共済

ご契約に際しての大切な事柄

1 商品のしくみ 契約概要

- (1) この保険は、SBIいきいき少額短期保険株式会社とSBIリスタ少額短期保険株式会社の共同保険としてお引き受けいたします。**21**もご確認ください。
- (2) 保険料一定型医療保険は、病気やケガによる所定の入院や手術、通院、先進医療の保障が得られる保険です。

2 お申し込みいただける方(被保険者)の範囲 契約概要

責任開始日において満20歳以上満84歳以下の方。

3 責任開始日について 注意喚起情報

申込締切日(毎月15日)までにお申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。

申込書などに記入・捺印漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

4 保険期間と更新 契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、責任開始日から1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となり、当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
- ① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に応じて給付金額が変更になる場合
 - ② 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、更新時に保険料の増額または給付金額の減額を行う場合
- (4) 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となった場合は、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

5 保障内容とお支払いする給付金 契約概要 注意喚起情報

- (1) 入院給付金日額・通院給付金額は、5歳刻みの年齢帯別(90歳以上は一定)に設定しており、お申し込み時は、責任開始日の満年齢に該当する金額となります。また、ご契約更新時の入院給付金日額・通院給付金額は、更新日の満年齢に該当する金額となりますので、1年ごとのご契約更新の際に年齢帯が変わる場合は、多くの場合その金額は下がります。

入院給付金日額・通院給付金額一覧は、パンフレットまたは当社ウェブサイトをご覧ください。

(2) 保障内容は以下のとおりです。

給付金の名称	お支払いする給付金額	お支払いする場合
入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数 (1回の入院で1日目から60日目まで)	被保険者が、保険期間中に治療を目的として次のいずれかに該当する入院をしたとき ①責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を原因とした入院 ②責任開始日以後に発病した病気を原因とした入院
手術給付金	1泊2日以上継続入院中の手術は入院給付金日額の10倍、その他の手術は入院給付金日額の3倍	被保険者が、保険期間中に所定の手術を受けたとき
通院給付金	1入院または手術1回につき通院給付金額1回まで	被保険者が、保険期間中に治療を目的として次のいずれかに該当する通院をしたとき ①入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった傷害、または病気の治療を目的とする通院 ②手術給付金が支払われる手術をし、その手術の直接の原因となった傷害、または病気の治療を目的とする通院 なお、①②の入院や手術の原因となった不慮の事故による傷害、または病気が同一、もしくは医学上重要な関係がある場合は、一連の入院・手術につき1回の給付を限度とします。
先進医療給付金	先進医療の技術料に応じた所定の金額を1保険期間100万円まで	被保険者が、保険期間中に次のすべてに該当する療養を受けたとき ①責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した病気を原因とする療養 ②厚生労働大臣が定める先進医療技術および医療機関による療養

(3) 入院給付金は、1回の入院につき60日分を限度とします。また、同じ原因で入院を繰り返し、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日以内の場合には、2回以上の入院であっても1回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。

(4) 手術給付金のお支払い対象となる所定の手術は次のとおりです。

手術の種類	除外される手術および給付限度
公的医療保険制度によって、保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術
先進医療に該当する診療行為	診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与および局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為
公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為	施術の開始日から60日のあいだに1回の給付を限度とします。
先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	施術の開始日から60日のあいだに1回の給付を限度とします。
骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄移植術および骨髄幹細胞移植の提供者として受けた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞採取手術を含みます。）	骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植である場合は含まれません。

※時期を同じくして手術を複数回受けた場合には、支払金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

※同一の手術を複数回受けた場合で、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められる手術に該当するときは、施術の開始日から60日のあいだに1回の給付を限度とします。

※手術料が1日につき算定されるものとして定められる手術に該当するときは、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

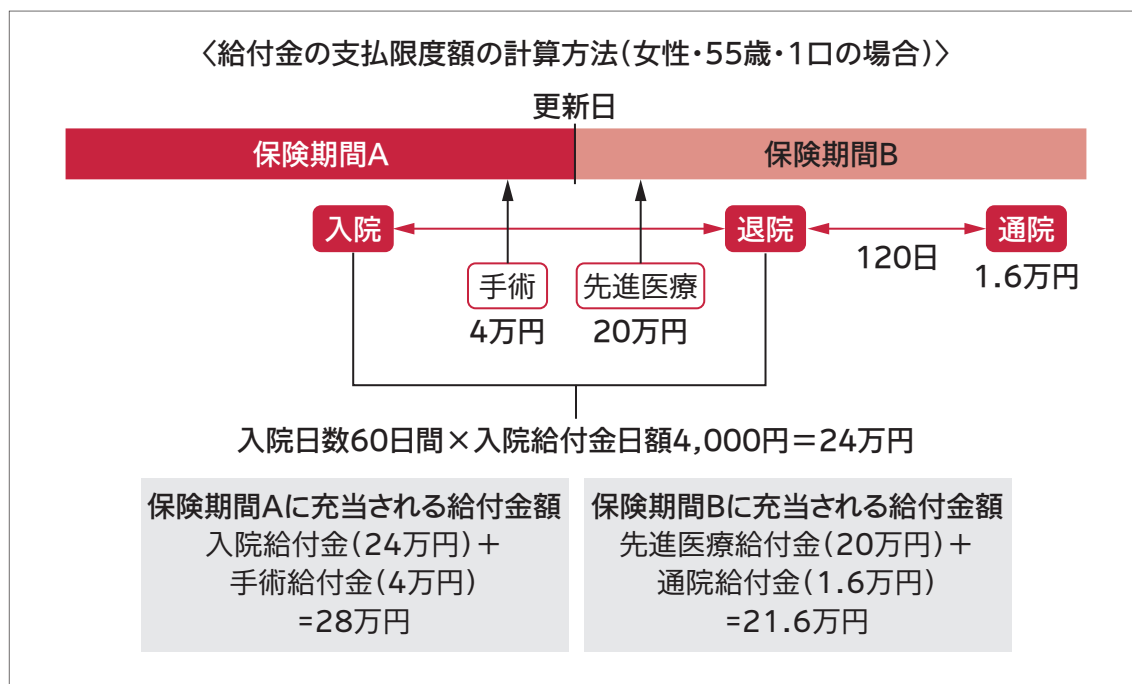
※先進医療とは、公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や、承認取消などの理由により、先進医療でなくなっている療養は除きます。

※先進医療を受けるには適応症などの要件があります。また、医師が必要性と合理性を認めた場合に行われます。先進医療を実施している医療機関は限定されています。最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

(5) 通院給付金のお支払い対象となる通院は入院の退院日の翌日以降180日以内、あるいは手術の翌日以降180日以内の通院を対象とし、お支払いの対象となる入院あるいは手術1回につき1回のみの給付となります。

入院や手術の原因となった不慮の事故による傷害、または病気が同一、もしくは医学上重要な関係がある場合は、一連の入院や手術につき通院給付金は1回のみの給付となります。

- (6) 1 保険期間の給付金の支払限度額は160万円です。支払限度額に達した場合、超過分はお支払いできません。
- (7) 給付金の支払限度額の計算方法
- ①入院給付金については、入院を開始した日の属する保険期間に充当して計算されます。
 - ②手術給付金および先進医療給付金については、手術を受けた日、先進医療による療養を受けた日の属する保険期間に充当して計算されます。
 - ③通院給付金については、お支払いの対象となる通院をした日に属する保険期間に充当して計算されます。



- (8) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で給付金の支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、給付金を削減して支払うか、または給付金を支払わないことがあります。
- (9) 給付金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより給付金を削減して支払うことがあります。

6 給付金をお支払いできないことがある主な場合 契約概要 注意喚起情報

- (1) 責任開始日前の病気やケガを原因とする場合
- (2) 治療を目的としない入院をした場合
- (3) 治療を目的としない手術をした場合
- (4) 治療を目的としない通院をした場合
- (5) 医学的な観点から入院の必要性が認められない場合
- (6) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (7) 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (8) 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合や、給付金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- (9) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合

(10) 免責事由に該当した場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の薬物依存
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしているあいだに生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしているあいだに生じた事故
- ⑧頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

7 特別条件特則について **契約概要**

告知書に記載された内容によって、特定の病気またはこれと医学上重要な関係が認められる病気については給付の対象としないという条件が付加される場合があります。

8 主な特約と概要 **契約概要**

特約名称	特約の概要
共同保険に関する特約	共同保険をお引き受けする場合の幹事会社が行う事項やその効果、保険契約者が幹事会社に対して行う通知等の効果について定めています。

※その他の特約については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9 保険料について **契約概要** **注意喚起情報**

- (1) 保険料は1口（2,000円）、2口（4,000円）、3口（6,000円）のいずれかを選択し、ご契約いただけます。
※年齢によっては1口のみ選択となります。
- (2) 払込方法（回数）は、月払のみとなります。
- (3) 払込方法（経路）は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

保険料は、払込期月中の毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、保険契約者の指定口座より、口座振替（自動振替）によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード払特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

- ①会社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。
- ②クレジットカード会社への保険料の請求は、払込期月の中旬に行います。
- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または給付金の減額を行うことがあります。

- (6) 1 保険期間の給付金の支払金額の合計が限度額に達した場合、達した日が属する月の翌月以後、保険期間満了日までの保険料はお払い込みいただく必要はありません。該当する保険期間満了後は、保険契約の更新をしていただくことができます。

10 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効 注意喚起情報

- (1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

●保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

11 配当金・満期保険金・解約返戻金 契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
(2) この保険は掛捨て型で、満期保険金や解約返戻金はありません。

12 告知義務について 注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時および給付金額が増額となる口数の変更時、危険に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除（給付金額が増額となる口数変更の際の告知については増額分を解除）することがあります。ご契約を解除した場合には、給付金の支払事由が発生していても、給付金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、加入時に詐欺行為や給付金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日や口数変更日からの年数を問わず、給付金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の社員・募集人には告知受領権がありません。当社の社員・募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

13 保険契約のお申し込みの撤回等（クーリングオフ）について 注意喚起情報

以下の条件を満たす場合、お申し込みの撤回をお受けします。また、お申し込みを撤回され、すでに払い込まれた保険料がある場合は、すみやかに保険契約者にお返しいたします。

- (1) 保険契約者が責任開始日の前日までに、書面（封書またはハガキ。消印有効）または電磁的記録

により当社宛に通知した場合

- (2) 書面には、保険契約のお申し込みを撤回する旨を明記し、保険契約者の署名または記名・捺印、保険種類、保険契約の申込日、保険契約者の住所、電話番号をご記入ください。
- (3) 電磁的記録による場合は、当社ウェブサイトのお問い合わせフォームよりお申し出ください。

14セーフティネットについて 注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

15給付金のご請求の手続きについて 注意喚起情報

- (1) 給付金の支払事由が発生した場合はすみやかにご連絡ください。
- (2) 給付金をご請求する権利は、3年を経過しますと時効によりなくなりますのでご注意ください。
- (3) 給付金のご請求に際しては、給付金請求書および診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、給付金ご請求時にご確認ください。

[給付金の代理請求について]

給付金受取人である被保険者が給付金を請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者など所定の範囲内の親族（代理請求人）が、給付金を請求することができます。

16少額短期保険業者の制限について 注意喚起情報

少額短期保険業者には、以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年間（一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険については2年間）以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けを行うもの
- (2) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (3) 1人の保険契約者について引き受ける第三分野の医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること

17その他ご注意いただきたい事項

◎申込書・告知書のご記入について

- (1) 申込書は、必ず保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入・ご捺印ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身が正確にご記入くださるようお願いいたします。

◎少額短期保険募集人の権限 注意喚起情報

当社募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は当社がご契約のお申し込みを承諾したときに有効に成立いたします。

◎ご契約の解約に際しての不利益事項 注意喚起情報

- (1) ご契約中の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。

(2) 保険期間中に、1 保険期間の給付金の支払限度額に達した場合、その契約を解約すると、解約した保険契約の保険期間が満了するまで、再度、本商品に加入することはできません。

●生命保険料控除の対象外となることについて 注意喚起情報

保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除（生命保険料控除）の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

●インターネットでのお申し込みについて

インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネット申込特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する告知画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
- (4) 保険契約申込時の保険料の払い込みは、クレジットカードによる払い込みのみとします。
- (5) 保険契約が成立した後に、保険契約者に「保険証券」と申込内容・健康状態の告知内容をお届けいたします。

●口数変更および払込方法の変更の取扱い

- (1) 口数の変更は、給付金額が増額する場合も減額する場合も、更新時にのみ行うことができます。
- (2) 給付金額が増額する場合は、保険期間満了日の 1 か月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- (3) 給付金額が減額する場合は、保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- (4) 給付金額が増額する口数への変更に際しては、健康状態の告知書をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- (5) 85歳以後は、給付金額が増額する口数への変更はできません。

18お問い合わせ・苦情・相談窓口 注意喚起情報

●ご契約に関するお問い合わせ

ご契約者さまサポートセンター

TEL
通話料無料 **0800-111-8164**

受付時間◎午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始等の休業日を除く）

※受付時間外は自動応答になります。

◆ご契約者さま情報の各種変更手続き（住所・電話番号の変更 等）は、自動応答専用ダイヤルでも承ります。

通話料無料 **0800-100-8164**（24時間受付）

●苦情のお申し出およびご意見・ご相談

お客さま苦情・相談窓口

TEL
通話料無料**0120-19-0703**

受付時間◎午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始等の休業日を除く）

SBIいきいき少額短期保険株式会社

東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

19指定紛争解決機関について 注意喚起情報

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会とのあいだで、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客さまと当社とのあいだで問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL

0120-82-1144

FAX

03-3297-0755

受付時間◎午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝・年末年始等の休業日を除く）

※詳しくは、一般社団法人 日本少額短期保険協会のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>**20支払時情報交換制度について** 注意喚起情報

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ウェブサイト（上記）をご覧ください。

21共同保険について 契約概要

この保険は、SBIいきいき少額短期保険株式会社およびSBIリスタ少額短期保険株式会社の共同保険としてお引き受けいたします。共同保険の場合、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。また、共同保険の場合の引受割合は、SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社ともに50%ずつです。なお、両社のうち幹事会社となる会社は、他の少額短期保険業者の代理・代行を行います。幹事会社は保険証券をご確認ください。